

組合公報 臨時号

令和7年3月18日
島根県市町村職員共済組合

島共済公告第397号

組合会会議規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和7年3月18日

島根県市町村職員共済組合
理事長 中 村 中
(公 印 省 略)

組合会会議規則の一部を改正する規則

組合会会議規則（昭和37年規程第2号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴の許可)</p> <p>第30条 会議を傍聴しようとする者には、組合員と認めるに足る書面等を受付係に提示させた上で入場させなければならない。ただし、組合員と認めるに足る書面等を所持していない場合でも組合員であることが確認された場合は、入場させることができる。</p>	<p>(傍聴の許可)</p> <p>第30条 会議を傍聴しようとする者には、<u>組合員証又は組合員と認めるに足る書面を受付係に提示させた上で入場させなければならない。ただし、<u>組合員証又は組合員と認めるに足る書面を所持していない場合でも組合員であることが確認された場合は、入場させることができる。</u></u></p>

附 則

この規則は、公告の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。